平成２７年（フ）第２７５号
北海道紋別市花園町６丁目７番20号
破産者　長岡　　修
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
岩手県盛岡市箱清水１丁目28番６号　コーポサイトウ２―11号、旧住所岩手県気仙郡住田町上有住字上家102番地２
破産者　菊池　知克
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
福島県郡山市熱海町熱海５丁目43番地
破産者　松岡　孝雄
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
茨城県笠間市笠間1541番地５
破産者　朝比奈義典
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２３４号
石川県白山市寄新保町1247番地５　白望荘303号室、従前の住所金沢市大豆田本町甲217番地１
破産者　山口　勇樹
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４５号
石川県河北郡津幡町字太田に22番地７
破産者　庄田　克也
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８４号
金沢市泉野町６丁目17番35号　泉野リブライフ310号、従前の住所金沢市御所町１丁目18番地
破産者　古村　光子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８７号
静岡県三島市長伏85番地の４　コーポラス杉山フィーア305、開始決定時の住所静岡県伊豆市上白岩1000番地　リハビリテーション中伊豆温泉病院
破産者　渡邉　　剛
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
静岡県沼津市三枚橋町６番１号　フレッグ三枚橋４Ｆ
破産者　池谷　公良
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
静岡県沼津市三枚橋町６番１号　フレッグ三枚橋４Ｆ
破産者　池谷　　恵
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
静岡県三島市東大場１丁目２番地の１、前住所静岡県田方郡函南町塚本381番地
破産者　市川　啓一
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３６１号
静岡県三島市東大場１丁目２番地の１、前住所静岡県田方郡函南町塚本381番地
破産者　市川喜美子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
静岡県富士市中里1244番地の５
破産者　池田　好治
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２７６号
滋賀県草津市岡本町658番地10、前住所大津市大石東１丁目10番17号
破産者　木戸脇憲一
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７７号
滋賀県草津市岡本町658番地10、前住所大津市大石東１丁目10番17号
破産者　木戸脇律子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１１２号
京都府京田辺市河原神谷66番地18―112、前住所京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字松尾52番地
破産者　鹿間　　進
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４６号
大阪府三島郡島本町江川１丁目13番11―301号
破産者　井上　正人
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
高知市一宮東町４丁目15番19号
破産者　古井　　睦
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日